

令和7年度事業計画

当協会の主要な業務である枝肉格付事業は、国民生活に不可欠な物資である食肉の公正な価格形成と取引及び畜産経営安定対策の円滑な実施等、我が国の食肉生産・流通に重要な役割を果たしている。このため、格付技術の一層の向上及び斉一化を確保し、公正かつ厳正な食肉規格格付を実施することにより、食肉・畜産関係者や消費者の利益に資することとする。

また、農林水産省からの受託事業「牛肉トレーサビリティ業務委託事業」及び同省からの補助事業「畜産生産力・生産体制強化対策事業」等については、その適正な推進を図り、我が国の畜産振興に資することとする。

第1 食肉の規格格付及び食肉の格付情報の利活用事業（公益目的事業）

1 牛・豚枝肉格付事業

格付事業を全国統一の基準に基づき円滑、適正に実施するとともに、格付技術の維持・向上を図る目的で、以下の業務を行う。

(1) 格付場所・頭数

全国10の食肉中央卸売市場及び22の食肉地方卸売市場並びに94の各道県基幹食肉センター等合計126か所において格付事業を実施する。

令和7年度事業計画

(単位:頭、%)

区分		牛 枝 肉				
		全国と畜頭数(A)	対前年比	格付頭数(B)	対前年比	格付率(B)／(A)
5年度	実績	1,106,124	100.7%	928,805	101.1%	84.0%
6年度	実績推計	1,108,000	100.2%	944,900	101.7%	85.3%
7年度	計画	1,113,300	100.5%	949,500	100.5%	85.3%

(単位:頭、%)

区分		豚 枝 肉				
		全国と畜頭数(A)	対前年比	格付頭数(B)	対前年比	格付率(B)／(A)
5年度	実績	16,401,218	99.5%	12,637,565	99.2%	77.1%
6年度	見込推計	16,321,000	99.5%	12,453,000	98.5%	76.3%
7年度	計画	16,257,000	99.6%	12,404,000	99.6%	76.3%

(2) 職員等の採用及び配置

ア 職員

期首における職員配置は、本所では、職員9名、嘱託職員5名、計14名とし、また、支所・事業所では、職員144名、嘱託職員34名のほかに、本年度新規に採用した職員13名を加えた計191名とする（総計205名）。

イ 委嘱格付員

職員（嘱託職員、契約職員を含む。）を配置していない委嘱格付場所へ委嘱格付員97名を配置する。

(3) 格付事業の円滑、適正な実施

ア 専門委員会

格付事業全般に係わる有識者等の広範な意見を聴く。

イ 支所長会議、事業所長会議等

格付事業の円滑な実施に向けた方針等を検討・決定するため支所長会議を開催するとともに、全国規模の会議を開催し、方針等の徹底を行う。

ウ 意見交換会

格付事業の円滑な実施を図るため、各地の事業所において出荷者、生産者及び流通関係者等を対象に取引規格の説明・周知を行うことを目的に意見交換会を開催する。

(4) 格付技術の維持・向上

ア 格付技術合同検討会

専門委員会委員と協会の格付技術を指導する支所長等が、格付技術及び技術研修会の内容等について実地検討を行う。

イ 格付技術研修会及び昇格試験

すべての格付職員や委嘱格付員に対して、全国レベルでの斉一化された格付判定を目的に、「格付員トレーニングシステム (G T S)」を活用し、効率的な技術研修を行う。また、格付職員の資格に係る昇格試験を行う。

ウ 委嘱格付員養成研修

新たに委嘱格付員となる候補者に対して格付技術の付与を行うための研修を行う。

エ 国内技術研修

格付職員を、食肉や畜産に関する技術・知識の向上等を目的とした国内技術研修会に参加させる。

オ 海外の食肉規格等調査

海外における食肉規格格付の現状を調査し、国内における格付業務の円滑な実施と食肉規格の改善等に資する。

カ 格付に係る新技術の活用

格付の一層の客観性・公正性の確保のため、牛枝肉歩留基準値算出形質測定装置等の新技術の利用を検討・推進する。

(5) 規格取引の普及・推進等

ア 規格取引の普及・推進

規格取引の普及・啓発のため枝肉取引規格解説書その他の資料を配布するほか、未格付の生産者等に対し、随時、取引規格の理解醸成に努め、規格取引の一層の普及と推進を図る。

イ 格付結果の調査・分析、格付結果証明書の発行

格付結果をより経済性の高い肉畜生産指標としての活用に資するため、格付結果及びその要因である枝肉重量、品質並びに等級決定要因等の調査分析を行い四半期ごとに公表する。

また、要請に応じて牛・豚枝肉格付結果証明書を発行する。

ウ 共励会等への審査員派遣、後援及び褒賞

主催者等からの要請に基づき、内容を審査し、共励会等へ審査員を派遣、後援するとともに、褒賞を授与する。

エ 消費者等への理解の促進

協会の主要業務である食肉の規格格付について消費者の理解をさらに深めるために、協会のホームページ等の充実を図る。

(6) 格付関連付加情報提供等

農林水産省が定めた家畜改良増殖目標で、食味に関する科学的知見の更なる蓄積を進めることが謳われ、今後、脂肪内に含まれるオレイン酸含量等の情報が求められることから、枝肉情報に付加して、牛及び豚オレイン酸等の含有量やPMS（ポーク・マーブリング・スタンダード）等の情報を生産者や流通業者等に提供する。

2 牛・豚部分肉格付事業

部分肉認定工場における部分肉格付業務の実施について、一層の適正化を期するとともに、部分肉取引規格の普及のための啓発及び規格取引の積極的な推進を図る。

(1) 部分肉格付事業

全国 164 の部分肉格付認定工場において格付事業を実施する。なお、部分肉格付数量は、年間 21,981 トンを計画する。

(2) 技術研修会の開催

新規認定申請工場及び既認定工場から推薦のあった委嘱格付員候補者を対象に、部分肉格付の実務について技術研修を実施する。

(3) 巡回指導

認定工場を計画的に巡回し、適正な格付の実施に努めるとともに、格付業務未実施工場に対して格付実施の推進を図る。

(4) 規格取引の推進

規格部分肉の製造と流通を一層普及促進させるため、部分肉取引規格解説書等を配布する。

3 食肉情報等普及・啓発事業（枝肉格付職員養成）〔(公社)日本食肉協議会助成事業〕

新規採用後 3 年以内の格付職員について、実際に格付場所に配置し現場研修や協会が指定する集合研修を反復継続して実施する。

4 牛肉トレーサビリティ業務委託事業〔農林水産省委託事業〕

牛肉のトレーサビリティ制度の確実性を担保するための事業であり、次の業務を行う。

(1) サンプル採取

DNA検査に必要な照合用サンプル(肉片)を、と畜したすべての牛の枝肉から採取し、DNA検査機関に送付する。

(2) サンプル採取委託場所等への現地指導

サンプル採取を委託していると畜場所に対し、業務の適正な推進を図るため実情調査及び巡回指導を行う。

5 畜産生産力・生産体制強化対策事業〔農林水産省補助事業〕

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うために、格付協会並びに肉用牛の各品種登録団体及び改良団体等で構成する協議会が事業実施主体となり、肉用牛の格付情報、血統・登録情報等の収集、蓄積を行い、収集した情報を全体情報として年度で集計・分析して公表するとともに、要請のあった肉用牛生産者、改良団体等に対しては個別情報を提供する。

6 新技術導入資産取得及び新技術対応システム等整備拡充事業並びに新技術機器開発・取得事業

6年度末に計上する新たな新技術導入資産取得資金の活用により、令和4年度以降進めてきた格付業務の効率化を図るための音声入力ハンディターミナル等の整備拡充を継続して行う。

令和4年度に積立てた新技術対応システム等整備拡充特定費用準備資金(1億6,900万円)により、これら新技術導入に対応するための機器の整備・保守及び業務の効率化に資するシステム等の整備・補修等を併せて実施する。

令和6年度変更事業計画に基づき、開発に着手した牛枝肉歩留基準値算出形質測定装置等の開発・試作及び開発する機器等の取得については、令和6年度末に計上する特定費用準備資金の活用により「牛枝肉歩留基準値算出形質測定装置」等を開発するとともに、令和6年度末に計上する資産取得資金により開発された装置を取得する計画である。(別紙参照)

第2 その他

1 個人情報等の保護と適正な管理

協会の業務推進に伴い取得する個人情報については、「個人情報管理要領」により、また、収集した個人番号(マイナンバー)については「特定個人情報等取扱規程」に基づき、適正な管理を図る。

2 情報公開

情報公開については、「情報公開規程」に基づき、公開対象資料をホームページに掲載するとともに本所事務所に備え付けて一般に公開する。

3 創立50周年記念事業

当協会は令和7年2月1日をもって創立50周年を迎えることから、これを記念して記念式典の開催及び創立50周年記念誌等の発行などの記念事業を行う。

1 新技術導入資産取得資金Ⅱ

(1) 新技術導入資産取得資金の概要

主要国との貿易協定の発効など新たな国際環境を迎える中で、輸入食肉との差別化に寄与すべく枝肉格付のオプションとして食味の指標の1つとされるオレイン酸等の脂肪酸含量を枝肉段階において非破壊で測定できるよう食肉脂質測定装置を導入するとともに、格付現場における業務の効率化を図るため格付判定データ等を手入力から音声入力に切り替える音声入力ハンディターミナルを導入するため令和4年度に積立てた資金を全額活用して令和5年度から令和6年度の2か年度でこれら機器及び付属機器等の導入を実施してきた。

令和7年度以降も引き続き音声入力ハンディターミナル等の整備拡充が必要なことから、令和6年度末で新たに資金（計画額20百万円）を積立てて充当することとしている。

(2) 資産取得の実施計画

令和7年度から音声入力対応ハンディターミナルを追加導入（70台）する計画である。

2 新技術対応システム等整備拡充特定費用準備資金

(1) 新技術対応システム等整備拡充特定費用準備資金の概要

新技術導入資産取得資金により整備する食肉脂質測定装置及び音声入力対応ハンディターミナル等の新技術対応機器に係るシステム等の整備、保守管理等に係る経費並びに格付業務の高度化・効率化を図るためのシステムの開発及び改修等に係る経費に充当するための資金として、令和4年度において169百万円を積立て、令和5年度から令和9年度までの5か年度のこれらに係る経費に充当することとしている。

(2) 経費への充当計画

食肉脂質測定装置の校正・保守管理その他円滑な運用に係る経費、豚枝肉格付結果等情報提供システム及びその他の事業所業務の支援システムの整備・改修等に係る経費並びに音声入力対応ハンディターミナル及びその運用に係るシステムの整備・補修等に係る経費に令和5年度から令和9年度まで充当することとしている。

令和5年度には37百万円を充当し、令和6年度においては同様に22百万円を経費に充当する見込みであり、令和7年度においては37百万円を充当する計画である。

3 新技術機器等導入資産取得資金【仮称】

(1) 新技術機器等導入資産取得資金の概要

新技術機器開発特定費用準備資金により開発する牛枝肉歩留基準値算出形質測定装置等の取得に充当するため、令和6年度において資金（計画額200百万円）を積立て令和11年度までに牛枝肉歩留基準値算出形質測定装置等の取得に充当することとしている。

(2) 資産取得への実施計画

令和7年度は測定装置の開発期間であることから取崩・充当の計画はない。

4 新技術機器開発特定費用準備資金【仮称】

(1) 新技術機器開発特定費用準備資金の概要

新技術機器等導入資産取得資金による整備対象である牛枝肉歩留基準値算出形質測定装置等の開発、試作及び改修に係る経費に充当するため、令和6年度において資金（計画額250百万円）を積立て令和7年度から令和11年度までの5か年度のこれらに係る経費に充当することとしている。

(2) 経費への充当計画

令和7年度には測定装置の開発経費として80百万円を充当する計画である。